

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、海津市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和8年5月12日

岐阜県知事 江崎 禎英

市 名	期 日	時 間	場 所	地 域
海津市	令和8年 6月15日 (月)	午前10時から 午後2時30分まで	南濃中部防災 コミュニティセンター (南濃町駒野680)	南濃町
	6月16日 (火)	午前10時から 午後2時30分まで	J Aにしみの 海津中支店 (海津町高須582-1)	海津町
	6月17日 (水)	午前10時から 午後2時30分まで	J Aにしみの 海津北支店 野菜集荷場 (平田町今尾510)	平田町